

4 法人東京事務所 リクルート協定 第二版

2023年8月9日

【合意事項】

本協定は、PwC あらた有限責任監査法人、EY 新日本有限責任監査法人、有限責任監査法人トーマツ、有限責任 あずさ監査法人（以下、4 法人）で締結し、4 法人は本協定を誠実に遵守することを約束する。

本協定は、就職活動生に十分な法人選択の機会を提供するとともに、過度な採用活動を防止することにより、就職活動生と監査法人の双方の利益に資する秩序正しい採用活動を目的として締結し、就職活動生を始めとする関係者に周知を促すために公表する。

4 法人は、本協定に明確な定めのない事項についても、本協定の趣旨を十分に斟酌のうえ、行動し、協議が必要と考えられる場合には誠実に対応するものとする。

本協定の適用対象は、2023 年の論文式試験対象者（短答試験合格者または免除者）であり、4 法人の東京事務所での採用予定者とする。

1. 定義

- 就職活動生との接触とは、対面のほか、電話・メール・アプリケーション・会議用オンラインツールを利用するものなど全ての方法を含む。
- 「イベント」とは、法人説明会・模擬監査体験・オフィスツアーなど、企画を伴い開催され、かつ、ホームページ・SNS（LINE グループを含む）などを通じて広く募集されるものをいう。
- 「個別相談」とは、就職活動生がリクルーターを通じ、疑問点の解消や知りたいことの深掘りを行うために、少人数で話をする場をいう。個別相談の場を広く募集することは可能とする。
- 法人の社員職員含め 7 名以上集合した場合には、「イベント」とみなす。

2. 採用スケジュールによらず、常時遵守すべき事項

- 就職活動生との接触は接触可能期間の 10:00 から 17:00 とし、法定休日(日曜日)における就職活動生との接触は禁止（日曜日ではない祝日の接触は可能）とする。但し、専門学校・大学の就職活動イベントについては主催者側の設定時間において参加を認めるものとする。
- 接触禁止期間は就職活動生からコンタクトがあった場合に限り、その返答のみを行うことができる。なお、メール・アプリケーションを利用した返答に限り、対面及び電話・会議用オンラインツールの利用は不可とする。
- 「接触禁止」の範囲は、法人主導のみならず、知人関係、先輩・後輩関係等、個人的関係にも適用されることとする。ただし、人事部門からの一斉メールや SNS など個人配信ではない就職活動生への連絡は可能とする。
- 就職活動生との個別相談や面接は合計で 2 時間を目安とし、長時間に亘り拘束しない。
- 個別相談の実施は法人施設内のみとする。
- 食事（お茶菓子含む）・アルコールの提供は禁止する。
- 面接開催期間より前（11 月 22 日(水)以前）において、選考行為または選考に準じる行為は行わず、11 月 30 日（木）から始まる内定通知期間より前に「内定、内々定、合格」など選考通過に類する言葉の使用は禁止する。
- 他法人に対する誹謗中傷、事実に基づかない風説など就職活動生に誤解を与える情報提供は行わない。
- 本協定の周知を徹底すべく、各法人は定期採用ホームページや定期採用サイト内マイページでの告知を実施し、採用イベントや就職活動生との接触時においても、その内容を伝達する。

3. 採用スケジュール

- 選考会スケジュールは以下の通りとする。

面接申込開始	11 月 17 日(金) 13:00
面接期間	11 月 23 日(木) 10:30～11 月 29 日(水)15:00
内定通知・内定承諾開始	11 月 30 日(木) 13:00
内定承諾期限	12 月 1 日(金) 12:00

4 法人東京事務所 リクルート協定 第二版

▶ 法人の社員職員の接触可否は以下の通りとする。

期間	イベント 可否	個別相談 可否	備考
4月1日(土)～6月4日(日)	×	×	接触禁止
6月5日(月)～6月24日(土)	×	○	
6月25日(日)～8月20日(日)	×	×	接触禁止
8月21日(月)～8月31日(木)	×	×	接触禁止 ※専門学校・大学の就職活動イベントへの参加、および9月1日の法人イベントの前日案内は可能とする。
9月1日(金)～10月6日(金)	○	○	イベントの申込開始は8月24日(木)10:00以降とする。
10月7日(土)～11月16日(木)	×	×	接触禁止
11月17日(金) ※合格発表日 ～11月22日(水)	×	○	法人主催の合格祝賀会は禁止とする。
11月23日(木) ～11月29日(水) 15:00	×	○	面接期間 面接の申込開始は11月17日(金) 13:00とする。
11月29日(水) 15:00 ～11月30日(木) 13:00	×	×	接触禁止
11月30日(木) 13:00～15:00	×	×	内定通知 ・ 監査法人からは人事部門のメールによる内定通知のみ可能とする。 ・ 就職活動生は内定通知を受領後に内定承諾をすることができる。
11月30日(木) 15:00 ～12月1日(金) 12:00	×	○	内定通知後個別相談期間 ・ 他法人への内定承諾を妨害する行為などは行わない(内定辞退を表明している就職活動生への強引な事務所への招致、就職活動生の携帯端末の電源を切らせる等)。 ・ 内定承諾書を提出し、または内定承諾の意思を示している者に対する採用活動の継続は不可とする。
12月1日(金)12:00 ～12月22日(金)	×	○	
12月23日(土)～5月26日(日)	×	×	接触禁止

▶ 10月2日(月)以降は、エントリーシート等の選考につながる個人情報の収集を開始できるものとする。ただし、提出期限は論文式試験合格発表日(11月17日)以降に設定することとする。

▶ 内定承諾方法については、電子媒体によるものとする。

▶ 地方事務所で内定承諾書を提出後、別の4法人東京事務所から内定が出た場合の進路は本人が選択できるものとする。

▶ 二重承諾が発覚した場合には、厳正なる対処を行うものとし、本人の意向を尊重のうえ、当該法人間で調整する。

4.その他

▶ 過年度合格者の合格発表日(11月17日(金))前の応募について制限は設けないが、11月17日(金)～30日(木)の間での応募の場合は、今年度の合格者の選考プロセスを踏襲することとする。合格発表日前に内定承諾した過年度合格者は、11月17日(金)以降、他法人に内定承諾書を提出していないこと、および内定承諾書の趣旨を確認したうえで、内定承諾書を提出させる。

2023年8月9日

PwC あらた有限責任監査法人

EY 新日本有限責任監査法人

有限責任監査法人トーマツ

有限責任 あずさ監査法人